

平成18年 第3回定例会一般質問

○議長 本田 哲也君

次に、11番、益田議員の一般質問を許します。11番、益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

11番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、マタニティマーク・デザインの活用について、お尋ねいたします。

マタニティマークは、妊産婦に優しい社会づくりのため、また思いやりの心を育む観点から、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して、妊産婦への配慮を促すため、厚生労働省が全国統一のデザインを公募し、今年3月に決定したものです。

使用するものとしては、キーホルダー、ワッペン、バッジ、ストラップ、マタニティカード等があるようですが、まずは芦屋町の年間の出生者数をお尋ねいたします。

次に、妊婦に優しい社会、また町づくりについて、マタニティマークの導入を検討しておられるかどうかお尋ねいたします。

大きな2点目、出産育児一時金の支払い方法について、お尋ねいたします。

現行制度はどのようになっているのでしょうか。次に、厚生労働省は、保険者から直接、医療機関に分娩費用を支給する方式に改める改善策をまとめたようですが、芦屋町の取り組みについてお尋ねいたします。

大きな3点目といたしまして、高額療養費制度についてお尋ねいたします。現行制度はどのようになっているのでしょうか。

次に、平成19年4月より、高額医療費の窓口での支払いは自己負担限度額のみで改善されると聞いていますが、いかがでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 中西 学君

お答えいたします。

まず1点目の1、町の年間の出生者数でございますが、17年度で160人でございます。

次に、大きな2点目の出産育児一時金の支払い方法について、①の現行制度はどのようになっているかということでございますが、出産をした被保険者が医療機関に分娩費を直接支払い、その後、芦屋町に出産育児一時金を請求し、認められれば、町が被保険者に出産育児一時金を支給することとなっています。

また、芦屋町では、独自の制度として、出産育児一時金の前払い制度を設置しております。前

払い額は、出産育児一時金支給額の8割を限度とし、出産予定日まで1カ月以内または妊娠4カ月以上のときに、世帯主の申請により認められれば、当該医療機関または申し込み者が指定する金融機関へ振り込むこととなっております。

平成17年度の出産育児一時金の支出は、26件で、このうち町の制度の利用は7件です。

改善策についての取り組みということでございますが、ご指摘のとおり、厚生労働省において、改善策がまとめられておりますが、まだ県からは通知などが来ておりません。

これを待って、検討していきたいと考えております。

次に、大きな3件目の高額医療費制度について、①現行制度はどのようになっているかとのことでございますが、国民健康保険法上は、同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担が限度額を超えた場合、申請して認められれば、その超えた分が、高額療養費として後から支給することとなっております。

また、芦屋町では、被保険者の療養を確保し、生活の安定と福祉の増進を図るため、基金を設置して、独自に高額療養費支払い資金貸付制度を設置しています。

貸付金額は、高額療養費の10分の9以内で、世帯主が申請して、認められれば支払い資金が当該医療機関に振り込まれます。

平成17年度の高額療養費の支出は960件で、このうち、町の制度の利用は145件です。

次に、②の平成19年4月より高額医療費の窓口での支払いは、自己負担限度額のみが改善されると聞いているがいかかということでございますが、ご指摘のとおり、健康保険法の改正により、平成19年4月1日から、患者の窓口での負担を軽減する観点から、70歳未満についても、一医療機関ごとの入院費用の窓口での支払いは、自己負担限度額までとなります。

ただ自己負担限度額は、患者の所得区分により異なりますので、被保険者は、事前に保険者に申請し、保険者は、申請者の所得区分を認定し、これを証明する書類を交付し、認定を受けた被保険者は、医療期間の窓口での支払いの際に、証明書類を提示することとなっております。

現在、厚生労働省では、この制度の詳細について、詰めの作業を行っているそうです。制度が固まってから実施に向けて準備を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

健康対策課長。

○健康対策課長 竹野 正己君

健康対策課です。

1番のマタニティマークのデザインの活用についての②について、お答えします。

今、ご説明のありましたように、国の厚生労働省の計画の中に、「健やか親子21」という計

画がありまして、その計画課題の中に、妊娠出産に関する安全性と快適さの確保という、課題があります。

この課題を達成するために、マタニティマークが、考案されたということなんですけども、特に、交通機関における優先席というがありますけれども、おなかの大きな妊婦さんはもちろんわかります。ただ妊娠初期に外見上でわからない妊婦さんがあるということで、そういった方たちを守っていこうというところで、このマタニティマークが、さっき言われた18年3月に決定されました。

マークにちょっとポスター持ってきておりますけども、こうしたマークです、たぶん。ちょっとPRさせていただきます。

一応、うちの方に、市町村に配られたのが、18年、ことしの6月に、ポスターとチラシが届きました。

一応、芦屋町の方では、母子健康手帳の交付時に、チラシを差し上げております。ただ、郡内についても、芦屋町と同じ中で、今から検討していきたいと思っているんですけども、自治体の、ほかの自治体の方の調査をいたしましたら、先ほど言われたキーホルダーとか、バッジとかいろいろなものをつくられておまして、どれにするかということも含めて、芦屋町だけやっても仕方ないんじゃないかと。広域的に1市4町の中で、保険の健康対策協議会というのがありますので、その中でも議題として、予算も伴うものですし、来年度に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

1番のマタニティマークにつきましては、先ほど、提示していただきましたマークを私も見ております。

それと、京都の方では、豊田市でしたか、小学生と中学生に、4年以上の生徒に募集して、新たな別のマークができてるようでございます。

先ほども、控室で大笑いしたんですが、おなかが大きくなると目立ってわかるんですが、すぐわかりますけれども、今言われましたように、初期の時期が一番、妊産婦にとっては、つわりのない方もいらっしゃいますけれども、大変、きついものなんです。

私もちょっとひどうございましたから、大変苦しい思いいたしました。その苦しさというのは、女性しかわかりませんし、バスとか外、歩いてても、あの人は苦しいんだなということは目立ちません。目立たないようにまたいたしておりますが、車の中に、特にバスとかに乗ります

と、優先席は、高齢者の方にはありますけれども、もう座りたいなと思っても、座れないという、座ったら若い人が座ってるんじゃないかという感じで、目でこう見られるので、東京の方でちょっとあったんですが、やはり途中で、3時間ぐらいたって、またどこかで降りて休憩をして、そして満員電車でございますので、大変苦しい思いをして、仕事に行ってるという状況とか、だからこのマークができたことによって、安心して、ちょっとちらつかせて、バッチナリストラップなり、バックやらにつけたりして、それをちょっとちらつかせながら、妊産婦ですっていう感じ。

それから、マタニティマークにしましても、車につける、妊産婦が乗っておりますという、ちょっとデザインが違いますが、このところに、字のところにマタニティが乗っておりますというのを、窓にべたっと吸盤みたいにして張って、そしたら、周囲の運転されてる方のまた注意を促すことができるんじゃないかと。

やっぱり子供を安心して産める状況、今、少子化でございますので、ある人の声としては、自分は何となく、マークやらもらうの恥ずかしいとか言ったときに、ご主人様が、いや子供を守るためなんだから、それは安心していただいたらどうかということを言われて、ああ、そうだって、子供を守るために必要なんだということで、気持ちよく受け取ったという声も載っておりました。

だから、それをまた広げていくことも、大事じゃないかなと思いますので、先ほど広域の中で検討していきたいということでございましたので、そのことをぜひ早急の実現できるようによろしく願いいたしたいと思います。

このことに関してはご存じでございますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして、出産育児一時金の支払い方法についてでございますが、済みません、ちょっと声が小さくて、聞き取れない部分もございましたので、再度お尋ねするようになるかと思いますが、出生者数は160名でよろしかったんでしょうか。160名の方ですね。

結構、結構というか、うれしいことにやはり160名の方が、年間、お生まれになってるっていうことは、大変喜ばしいことだなと思います。

そのことに関しまして、先ほど4カ月からっていう、支給ができるとお話がありましたが、これは間違いないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

前払い制度を利用する場合の要件の一つとして、妊娠4カ月以上ということが要件になっております。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

なぜそれ確認させていただいたかと申しますと、今、出産の予約金というのを、産婦人科が受け取ってるようなんです。

私も、最近、それは、二、三年前から、伺っていたんですが、出産した後に、私、芦屋町でやっぱり一般質問させていただいて、早期実現ということを取り上げさせていただいて、入院中に申請をすれば、帰るときには、出産費用が支払われるという制度を、私もここで申し上げて、芦屋町がいち早く取りつけていただいたんですが、最近では、国民健康保険では1カ月前、それから共済組合保険では2カ月前に、申請をしたらいいというお話聞いているんですが、社会保険の場合の状況はご存じないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

申しわけございません。社会保険の方、ちょっと存じません。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは共済、国民健康保険とも、4カ月たって、例えば、予約金が必要のある産婦人科があったとした場合において、申請をすれば、それは可能だということですか。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

要件といたしましては、出産予定日まで1カ月以内で、出産に際し予約金が必要であることと、ということが1件、2件目といたしまして、妊娠4カ月以上であり、出産に要する費用について、医療機関から請求を受け、またその費用を支払った場合は、前払い制度を利用できますということでございます。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

その費用支払った場合においてというのがちょっと気になるんですが、4カ月ぐらいから認められてるのは、流産とかする可能性があって、例えば流産をやった場合において、4カ月から認められてるといふふうに判断してるんですが、それと前払い制度のときに、利用できるかどうかというのはどのようになっているんでしょうか。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

済みません。流産の場合については、後で確認してご報告申し上げます。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは今の問題と、社会保険の問題につきましては、後で調べてぜひお返事いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

やはり、この制度を、じゃ病院と……、先ほど質問いたしましたように、病院との提携、支払いを、保険者が病院に支払うということは、いかがでしょうか。

この制度につきましては、県の方でも検討されてるということですので、これができ上がれば、保険者としての町も対応するということでしょうか。いかがでしょう。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

現在の前払い制度につきましても、実際は8割方につきましては、一応、保険者の方から、病院の方に振り込むような形をとっております。

実際に、県の方から、通知あたりが来た中で、これと比較等をしてから、検討していきたいなと考えております。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、最後の高額療養費制度についての問題でございますが、貸付制度が確かにございますが、これを高額医療の手続するのに、大変、手続が面倒であります。

前もってする場合と、それから領収書を送付したりしなきゃならない問題と、知らない人が、恐らく全国でこれを取り上げられたときに、約70万人ぐらいの人は、恐らく高額療養費の手続しないままに、負担をしているんじゃないかという懸念があったので、これを、病院を抱えてるものとしましては、ちょっと痛いところもありますが、これは私たち町民の立場から、私もものを言わせていただきますので、やはり、知らないってことが、一番損をするという。だから、私も気をつけているのは、お友だちやら知ってる方が入院されてる場合においては、高額療養費の

手続をご存じですかってお聞きすると、知らないって方が結構いらっしゃいます。

それで、手続等を教えてあげたりとかこういたすんですけれども、何せ、ご主人がお仕事とかで手続ができない。だれかが代行しなきゃならないという問題点があります。

だからこれをぜひ貸付制度もありますけれども、それも手続も面倒でございますからそのために、国会で追究をされて、窓口で自己負担のみの支払いということになってるわけでございますので、再度、お尋ねいたしますが、19年の4月より、県の方も、これは徹底して、保険者の方にも徹底するとかいうことも上がっておりますので、もし上がってきましたら、その対応は、どのように、前向きでやっていただけるんでしょうかお尋ねいたします。

○議長 本田 哲也君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

実施が、健康保険法の改正により、19年の4月1日からということになっておりますので、厚生労働省の方で、一応詰めの作業が終わって、県の方から通知が来た段階で、実施に向けて検討をしていくということになろうかと思っております。

○議長 本田 哲也君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

大変ありがとうございます。

やはり、医療費を払うのに、高額医療の手続を知らない方は、やはり生命保険を解約したり、それからサラ金から借りて支払ったりとか、今までも何度もそのような声を聞いております。

本当にこれが必要限度額だけの負担で済めば、こんなに喜ばしいことはありませんので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長 本田 哲也君

以上で益田議員の一般質問は終わりました。